

令和7年度 学校教育の指導の重点

項 目	指 導 の 重 点
1 学校経営	○創意を生かし、児童生徒や地域の実態に即した特色ある学校づくりに努める。 ・学校の教育目標実現のために、経営方針や重点目標を明確にし、校長を中心に全教職員一人一人の英知を集結し、適切な教育課程の編成・実施・評価に努める。 ・学校の教育活動を自ら点検・評価を行って成果を検証し、教育課程や指導方法の工夫・改善に努める。また学校評価の情報を保護者や地域等に提供し、地域に信頼される学校づくりに努める。 ・「地域とともにある学校」づくりを目指し、学校運営協議会を中心としたコミュニティ・スクールの運営を推進する。 ・「秩父市学校教育推進プラン」を基盤とした取組を家庭・地域社会と連携して展開する。 ・保育所、認定こども園・小・中・特別支援学校、高等学校、家庭、地域社会と積極的な連携を図る教育活動の充実に努める。 ○教職員の資質の向上に努める。 ・教職員の働き方改革を推進し、教師が活力をもって児童生徒と向き合えるようにする。 ・ライフステージに応じた研修の充実や教育課題を明確にした校内研修に積極的に取り組む。
2 学級経営	○学校教育目標の達成を図り、安心して過ごせる魅力ある学校づくりに努める。 ・学校や学年の経営方針に基づき、学級経営の創意工夫に努める。 ○児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する学級経営を推進する。 ・児童生徒理解を深め、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係を育み、望ましい人間関係の形成を実現する。 ○児童生徒が様々な活動に自主的、実践的に取り組む学級経営を推進する。 ・児童生徒一人一人が認められ、よさや可能性を発揮できる学級づくりに努め、他者に寛容で共感的な学級の雰囲気（支持的な風土）を醸成する。 ○特別支援教育の視点もち、個に応じた指導や支援の充実に努める。 ・丁寧な児童生徒理解、肯定的な関わり方、教員間での情報共有に努め、自己肯定感を高めさせるような働きかけを行う。

3 学習指導	○「確かな学力」と「自立する力」を育成する授業の創造に努める。 ・児童生徒の実態を踏まえ、学習形態や指導体制の工夫・改善に取り組み、個に応じた指導の充実により、資質・能力の育成を図るとともに、分かる喜びを実感させたり学ぶ意義を認識させたりすることで、学習意欲の向上に努める。 ・家庭と連携して宿題や復習などを適切に課すなど家庭学習に関する指導に努めることで、学習習慣を確立させるとともに、学習内容の確実な定着を図る。 ・令和版「小・中学校授業改善リーフレット・チチブ・チャレンジ」を活用し、教員の指導力向上を図る。 ○児童生徒の思いや願いを生かす学習活動・共感的理解に基づく評価の充実に努める。 ・多様な学習展開や教材の工夫、ICTの活用等、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け学習過程や指導方法の工夫・改善に努める。 ・児童生徒一人一人に確実に身につけているかどうかを適切に評価することで、学習内容の確実な定着と学習意欲の向上を図るとともに、教師自らの指導を振り返り改善するなど、検証改善サイクルの確立に努める。 ・児童生徒の適切な言語活動を促すように、学校全体における言語環境の整備に努める。
4 生徒指導	○心豊かな児童生徒の育成を目指す。 ・管理職のリーダーシップの下、全教職員の共通理解に基づいた校内指導体制を確立し、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動の指導との関連を図りながら、積極的な生徒指導を推進する。 ・児童生徒のもつそれぞれの特徴や傾向をよく理解し、深い信頼関係に基づく指導・援助に努めるとともに、児童生徒の望ましい人間関係づくりを進める。 ・児童生徒の発達段階と特性を十分考慮し、積極的に自己を生かしていくことができるよう教育活動全体を通して指導・援助する。 ・小中連携をはじめ、地域の各学校相互の協力関係を一層密にするとともに、家庭・地域社会・警察・関係諸機関等との緊密な連携を図り、いじめ・不登校対策を推進する。
5 進路指導 キャリア 教 育	○自らの生き方を考え主体的に進路を選択できるよう、全教職員の協力体制を整備し、進路指導・キャリア教育の充実を図る。 ・児童生徒の実態に応じた指導計画の作成・実施を図る。 ・一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに発達段階に応じて望ましい勤労観や職業観を身に付け、希望と自信をもって積極的、意欲的に学校生活に取り組めるよう、児童生徒理解を基とした指導・支援に努める。 ・児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていけるよう特別活動を要としつつ各教科の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。 ・生徒一人一人の能力の適正、興味、関心及び進路希望などに十分配慮し、自らの意志と責任で進路を選択決定できるよう指導・支援に努める。

6 道徳教育	○人間としてのよりよい生き方を考え、実践できる児童生徒の育成を目指す。 ・「特別の教科 道徳」の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う。教科書を活用した道徳の学習はもとより、各教科等の特質に応じて指導の充実を図り、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。 ・全体計画及び全体計画別葉は、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員の参加と協力により作成する。 ・道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習をとおして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。 ・教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の人間関係を深め、家庭や地域社会と連携を図りながら、豊かな体験を通じ、内面に根ざした道徳性を育成する。
7 総合的な学習の時間	○相互に考え、話し合い、学び合う活動や地域の人々との意見交換や交流活動など、他者と協働して問題解決したり、言語により分析し、まとめたりするなどの学習活動や、各教科等との関連を意識した学習活動の展開に努める。 ・地域や学校、児童生徒の実態に応じ、学校としての目標や内容を定め、全体計画を作成して総合的な学習の時間の方針を明確にする。 ○学習活動の計画に当たっては、地域の学習機関や学習環境の積極的な活用、学校図書館やＩＣＴ機器などの学習環境の整備とともに、保護者や地域の人々の協力が得られるような支援体制づくりに努める。 ・秩父ならではの特色ある教育活動を、環境保全・伝統文化等の視点から学習計画を立て、それを実践し、文化を継承できる人材を育成する。
8 特別活動	○自発的・自治的な活動が充実するよう指導し、集団や自己の課題を見いだし、解決することをとおして、資質・能力の育成を図る。 ・学級経営の基盤となる学級活動（１）において、課題発見や、解決のための話し合いと合意形成を重視する。 ・小中連携や生徒指導の機能の充実を図るなどして、日常生活や学習への適応を図り、教師の適切な指導の下、児童生徒の自主的、実践的な活動が展開できるようにする。 ・児童生徒が主体的に活動できる機会を設定し、集団への所属感や連帯感を深める中で、よりよい人間関係を形成し、豊かな人間性や社会性の育成を図る。
9 学校教育相談	○児童生徒が抱える悩みや不安などに対し、本人又は保護者などへの相談活動等を通じて解消を図り、よりよい人格の成長の援助に努める。 ・気になる児童生徒への呼び出し相談や定期相談・チャンス相談等、相談活動の活性化に努める。 ・保護者からの教育相談に適切に対応し、必要に応じた機関との積極的な連携を図る。 ・教育支援センターの活用を図り、一人一人に応じた適切な相談対応に努める。 ・教育相談員による訪問支援等を活用し、不登校児童生徒の学校・教室復帰の支援体制づくりに努める。 ・相談内容や支援方法に応じて、専門的な助言・援助を受けられるよう臨床心理士やスクールカウンセラー、教育相談員との連携に努める。 ・スクールソーシャルワーカーを活用し、相談機関・医療機関等と連携を図る。
10 体育	○運動の特性や魅力を味わわせ、健やかな体と豊かな心を持ち、運動好きな児童生徒の育成に努める。 ・児童生徒の実態に即した２学年間や小・中学校９年間を見通した指導計画、指導方法の工夫を図る。 ・体育の施設、設備や体育活動の安全に留意し、事故防止に努める。 ・体力向上推進委員会の活動の充実に努め、体力向上の啓発活動を充実する。

11 健康教育 (1) 学校保健	○生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒を育成する。 ○心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践する態度の育成に努める。 ・健康の大切さを認識し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質・能力を育む。 ・保護者や関係者等と連携しながら、感染症予防に関する指導、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の指導や心の健康について、養護教諭や警察等の関係機関と連携した指導に努める。
(2) 学校安全	○自他の生命を尊重し、自ら安全な生活を営むとともに、他者の安全にも配慮することができる児童生徒の育成に努める。 ・日常生活における安全指導と安全管理に努め、的確な判断による安全行動の習慣化を図る。 ・家庭・地域社会・関係機関等と十分連携し、地域の特性を生かした地域ぐるみの安全教育を推進する。
(3) 防災教育	○防災に対する知識と意識の向上を図り、的確な判断のもとに安全に行動できる児童生徒の育成に努める。 ・防災マニュアルを見直し、家庭や地域社会と連携した防災教育を推進する。
(4) 学校における食育	○食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、給食活動を通して好ましい人間関係の育成に努める。 ・学校給食の管理・運営・指導体制を整備するとともに、家庭と連携し、一層望ましい給食活動を推進する。 ・児童生徒や学校・地域の実態及び食に関する指導の生きた教材として学校給食の意義、役割を踏まえた指導計画の作成や、栄養職員と連携した実践に努める。 ○家庭・地域社会との連携により、食育の充実を図る。
12 人権教育	○人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成に努める。 ・各学校の人権課題を明確にし、児童生徒の発達段階に即して、全教育活動を通じて人権の大切さを考える機会を充実させ、人権問題の解消に向けて行動できる人間の育成を図る。 ・人権教育主任の研修を充実するとともに、校内において人権に関する研修や教育相談体制の整備に努め、地域との連携等を通じて推進を図る。 ・部落差別をなくすことのできる児童生徒を育成するため、人権尊重の教育の徹底を図り、児童生徒の発達段階に即した同和問題の正しい理解を図る。 ・人権感覚育成プログラムを活用し、他者の痛みを共感できる豊かな人間性を醸成する。
13 特別支援教育	○一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進する。 ・特別支援教育全体計画を作成し、全体の教育活動における特別支援教育の位置づけを明確にし、校内委員会を特別支援教育コーディネーターが中心に行うなど、計画的、組織的な対応が可能な校内支援体制の整備・充実に努める。 ・通常の学級に在籍する障害等のある児童生徒については、障害に配慮した指導に努めるとともに、必要に応じて通級による指導の実施に努める。 ・指導に当たっては、特別の教育課程を編成し、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成する。 ・共生社会の形成を目指した教育の推進のため、一人一人の障害の状態に即して作成した年間指導計画に基づき、支援籍学習等の交流及び共同学習を実施し、その充実に努める。

14国際理解 教 育	○国際社会の一員として主体性をもって積極的に役割を果たすことのできる人材育成のための具体的な目標を設定し、計画的・系統的な指導の実現に努める。 ・児童生徒の発達段階や各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた適切な指導に努める。 ・「指導と評価のアイデア集」を活用し、教員の指導力向上を図る。 ・ALT（外国語指導助手）の効果的な活用を図り、コミュニケーション能力の育成・異文化理解に努める。 ・国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる力を育成するために、表現力等のコミュニケーション能力の向上を図る。
15教育の 情報化	○児童・生徒の発達の段階を考慮し、情報活用能力（情報モラル含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成できるよう、各教科の特質を生かし、教科横断的な視点から教育課程の編成を図る。 ・小学校では、情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科の特質に応じて計画的に実施する。（算数、理科、総合的な学習等） ・中学校では、技術・家庭科（技術分野）「情報の技術」を中心に、各教科の特質に応じて ICT を活用した学習活動を計画的に実施する。 ・学習活動において、情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得た情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりする力を適切に働かせて育成する。
16環境教育	○環境問題に気付き、環境を守るために主体的に行動する態度や資質、能力の育成に努める。 ・全体計画及び学習内容や学習活動を具体的に位置付けた年間指導計画を作成し児童生徒の主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成に努める。 ・小・中学校の教育課程(総合的な学習の時間等)に環境保全の視点から学習計画を立て、環境教育の実践に努める。 ・緑の少年団活動等、児童生徒が環境保全の活動を体験的に学び、主体的に活動する意欲を高める機会の確保を推進する。
17ボランティア 福祉教育	○福祉体験活動等を通して社会の構成員としての自覚を深め、望ましい労働観・職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に努める。 ・ボランティア・福祉教育の意義を全教職員が理解し、学校教育の中に明確に位置付けて、地域の人々や社会福祉施設等との連携を図った教育活動の推進に努める。 ・児童生徒の実態や学校等の実態を把握し、発達段階に即した体験学習等の推進に努める。
18男女平等 教 育	○男女共同参画社会の実現へ向け、自発的に実践する男女平等意識の高揚に努める。 ・教育活動全体を男女平等の視点から見直し、発達段階に応じた指導の工夫・改善に取り組む。 ・家庭や地域社会との連携を図り、個性を尊重し互いに理解し協力していく態度を育てる。
19学 校 図 書 館 教 育	○学校図書館の利用に必要な基礎的な知識や方法の習得及び自発的な学習態度を育成する。 ・学校図書館利用を学校全体の教育計画に適切に位置付け、各教科等で利用計画を作成する。 ・学校図書館の整備、充実を図り、教育活動全体を通じた計画的な読書指導の推進に努める。

	・司書教諭と図書担当の教員業務支援員が連携し、全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努める。
20交流及び 共同学習	○共生社会の形成を目指した教育の推進に努める。 ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に学び、互いに触れ合うことをとおして、同じ仲間として共生社会を形成する一員であるという意識を育てる。 ・障害のある児童生徒が学校や学級以外でも「同じ学校・同じ学級の子ども」として学習活動を行うことができる支援籍学習の推進を図り、一人一人の違いを認め合える共生社会の形成を目指した教育の推進に努める。
21へ き 地 小規模校 教 育	○小規模、複式形態等のよさを生かした特色ある学校づくりに努める。 ・複式学級や少人数学級での指導に当たっては、児童生徒一人一人のよさや可能性を多面的に理解し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。 ・児童生徒がより広い視野に立って心豊かに主体的に生きていく力をはぐくむことができるよう指導計画を作成する。その際、家庭や地域社会と連携し、表現力を伸ばすことや社会性を培うことなど指導の重点化を図る。
22主 権 者 教 育	○現代社会の諸課題を見い出し、協働的に追求し解決（合意形成・意思決定）する力を育成する。 ・論理的思考力（特に根拠をもって主張し、他者を説得する力）を養う。 ・現代社会の諸課題について、多面的に考察する力を養う。 ・公共的な事柄に、自ら参画しようとする意欲や態度を育成する。